

平成26年度  
強度行動障害支援者  
養成研修(実践研修)

# 指導者研修

この研修は、都道府県地域生活支援事業で  
実施される**強度行動障害支援者養成  
研修(実践研修)**の企画・開催・運営を担  
う人を養成するための研修です。

日時 平成26年10月15日(水)・16日(木)

会場 国立障害者リハビリテーションセンター学院

主催 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

平成 26 年度強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修））

## 研修資料のダウンロードについて

今回の研修で使用した研修資料（事例報告の個人情報に関する部分を除く）を下記の要領にてインターネット上からダウンロードすることができます。都道府県研修を準備する際に適宜ご利用ください。なお、セキュリティの関係上、ダウンロード可能な期間が限られておりますのでご注意ください。

URL : <http://xfs.jp/456oC>

パスワード : nozomi

公開期間 : 2014 年 10 月 15 日（水）～2015 年 3 月 31 日（火）

※上記の期間以降は、「発達障害者情報・支援センター」の Web サイト内にある「資料」のページからダウンロードしてください（<http://www.rehab.go.jp/ddis/発達障害に関する資料/研修資料/強度行動障害支援者研修資料/>）。

注 1 : オンラインストレージサービス「firestorage」を利用しています。ダウンロードの手順については裏面を御覧ください。

注 2 : ファイルサイズが大きいためダウンロードに時間がかかります。できるだけインターネットの接続速度が早い環境でご利用ください。

注 3 : 公開期間後に資料をご希望の場合には、下記の連絡先までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

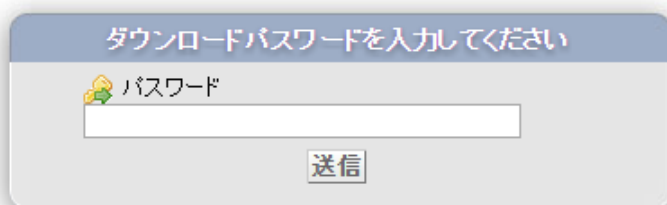
強度行動障害支援者養成研修サポートデスク  
（国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 研究部内）  
TEL : 027-320-1445  
FAX : 027-320-1391

## 【手順】

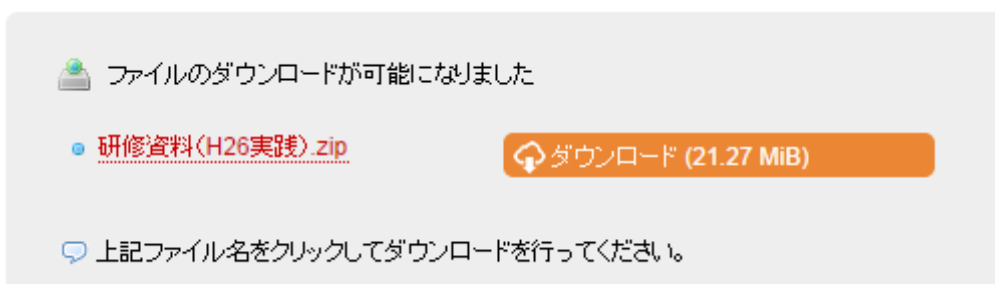
1. ブラウザ（Internet Explorer、Google Chrome、Firefox など）のアドレスバーに上記の URL を入力する。
2. 表示された URL を指示どおりにクリックする。



3. パスワードを入力する。



4. 「研修資料（H26 実践）.zip」と書かれている部分をクリックするとダウンロードが始まります。



## 平成26年度強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修））プログラム

日時：平成26年10月15日（水）～ 16日（木）

会場：国立障害者リハビリテーションセンター学院

主催：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

	時間	プログラム	担当	
1 日 目	9:30 30	受付		
	10:00 10	開会（主催者挨拶）	遠藤 浩	国立のぞみの園
	10:10 15	研修の意図と期待すること	竹林経治	厚生労働省
	10:25 95	【講義】ケースレポートとミーティングのあり方	近藤直司	大正大学人間学部
	12:00 60	休憩		
	13:00 30	【講義】強度行動障害支援の原則	志賀利一	国立のぞみの園
	13:30 210	【演習】障害特性の理解とプランニング I	中村公昭	社会福祉法人横浜やまびこの里
	17:00 20	【講義】まとめの実践報告①	※受講者より	
	17:20 15	1日目のまとめ・質疑応答	志賀利一	国立のぞみの園
17:35	終了			
2 日 目	9:00 10	2日目オリエンテーション	志賀利一	国立のぞみの園
	9:10 60	【講義】事例報告：行動障害のある人の生活	安田剛治	社会福祉法人ぐんぐん
	10:10 120	【演習】記録に基づく支援の評価	西村浩二	社会福祉法人つつじ
	12:10 60	休憩		
	13:10 20	【講義】まとめの実践報告②	※受講者より	
	13:30 150	【演習】障害特性の理解とプランニング II	林 克也	国立障害者リハビリテーションセンター学院
	16:00 20	【講義】まとめの実践報告③	※受講者より	
	16:20 10	全体のまとめ	志賀利一	国立のぞみの園
16:30	修了証交付			

# 研修 テキスト

## 1日目 | 平成26年10月15日(水)

- 10:00 開会(主催者挨拶)
- 10:10 研修の意図と期待すること
- 10:25 【講義】ケースレポートとミーティングのあり方
- 12:00 休憩
- 13:00 【講義】強度行動障害支援の原則
- 13:30 【演習】障害特性の理解とプランニング I
- 17:00 【講義】まとめの実践報告①
- 17:20 1日目のまとめ・質疑応答

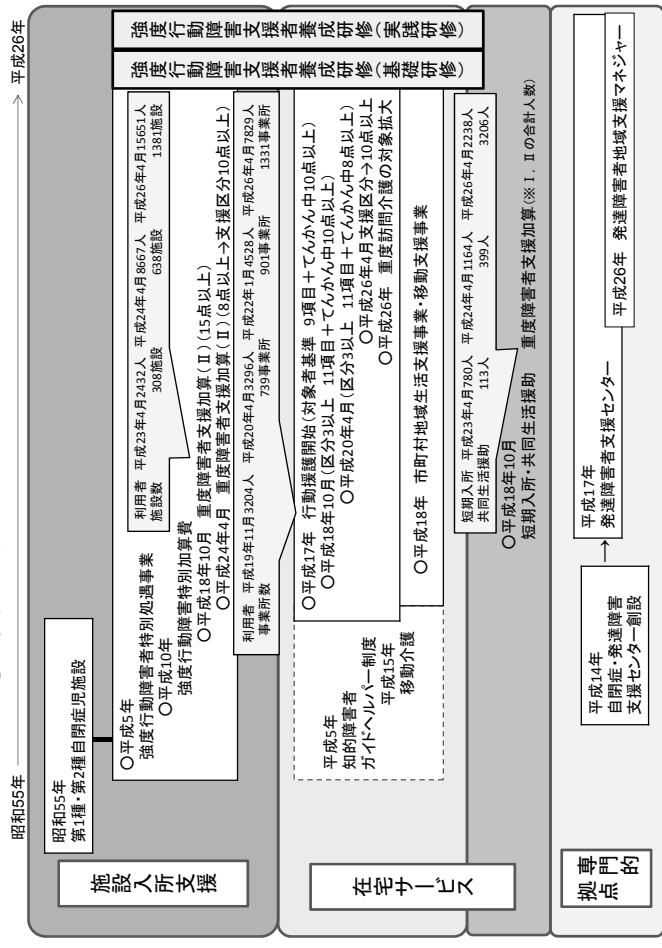
## 2日目 | 平成26年10月16日(木)

- 9:00 2日目オリエンテーション
- 9:10 【講義】事例報告:行動障害のある人の生活
- 10:10 【演習】記録に基づく支援の評価
- 12:10 休憩
- 13:10 【講義】まとめの実践報告②
- 13:30 【演習】障害特性の理解とプランニング II
- 16:00 【講義】まとめの実践報告③
- 16:20 全体のまとめ

# 研修の意図と期待すること

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活支援推進室長 竹林 経治

# 強度行動障害の施策の経過



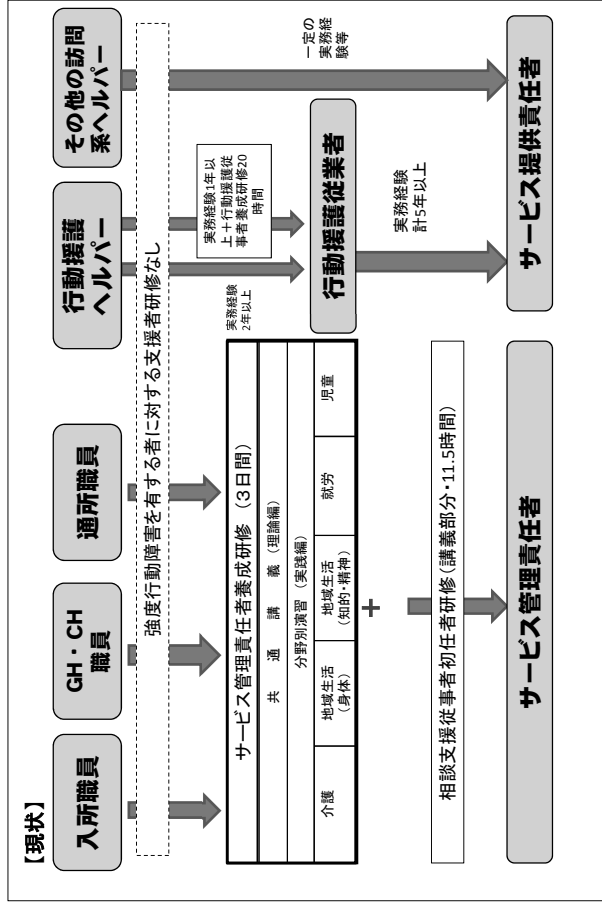
## 強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

障害保健福祉関係係主管課長会議資料 平成25年2月25日

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受け入れが困難であったり、受け入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている。このため、平成25年度に、研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するための研修を独立行政法人国立高度知的障害者総合施設、その園において実施することとした。また、平成25年度予算案において、都道府県が実施する強度行動障害を有する者等を支援する職員を養成するための研修事業を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込んだところであるので、積極的な取り組みに努められたい。

【参考(平成24年度)】





## 訪問系サービスの普及拡大、質の向上

### 障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するもの」として厚生労働省令で定めるものとする。  
【平成26年4月1日施行】

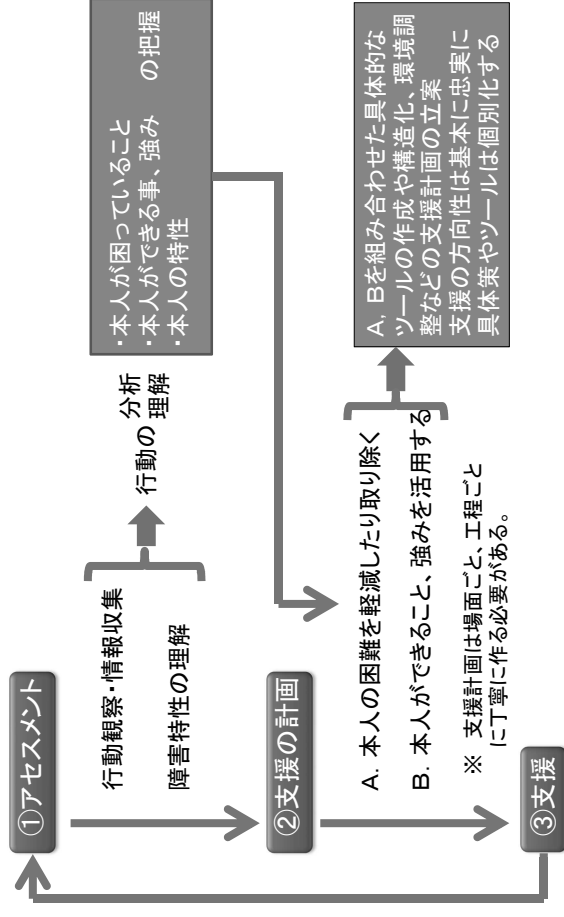
↓  
厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、行動障害を有する者に対象を拡大

(参考) 現行の制度内容

対象者	【重度訪問介護】	【行動援護】
(対象)	・重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上)
(サービス内容)	・身体介護 家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・長時間の利用を想定	・行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護 ・提供 ・8時間までの利用を想定
(報酬単価)	・1,403単位 (7.5時間以上8時間未満)	・2,487単位 (7.5時間以上)
(介助者資格)	・20時間の養成研修を修了	・知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了
(研修内容)	・介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・障害特性理解 予防的対応、制動的対応、危険回避技術習得等

### (参考資料3)

#### 行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス

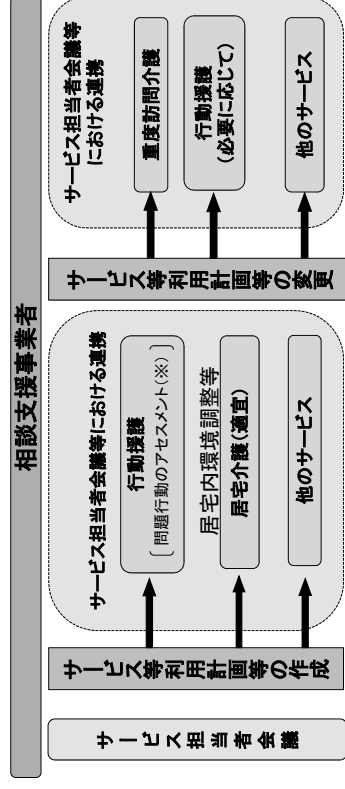


### 重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、行動支援事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行ういつ、居宅介護や他のサービスの支援を行いつながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

### 支援の流れ(イメージ)



※ 地域において行動支援事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合には、派遣障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

### 障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日

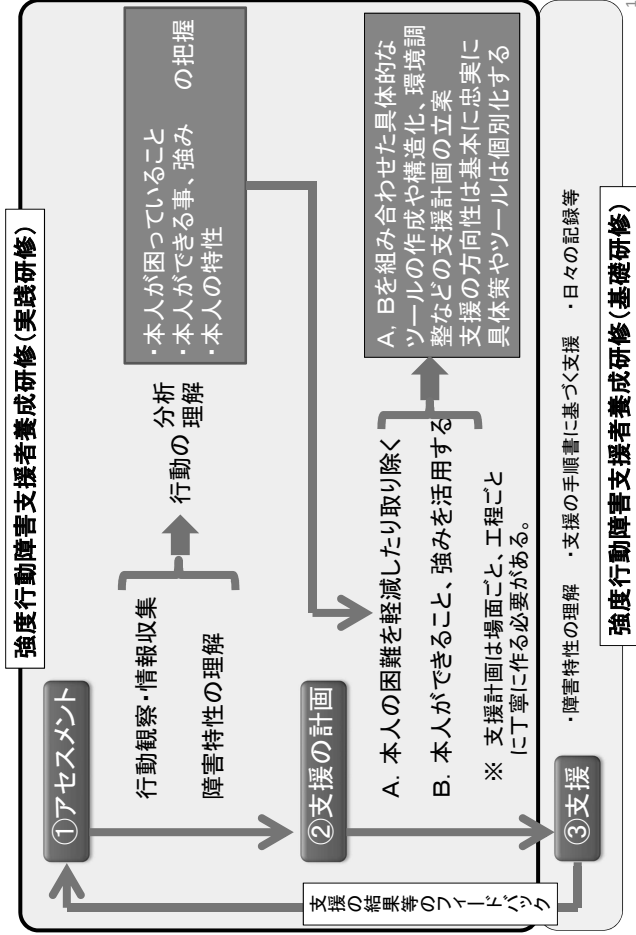
#### 強度行動障害支援者養成研修について

強度行動障害を有する者に対する支援については、平成25年度に、支援者に対する研修として、強度行動障害支援者養成研修事業(以下、「基礎研修」という。)を都道府県地域生活支援事業の「メニュー項目に盛り込んだところである。この基礎研修の指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。))において実施しているところであるので、活用を図りたい。

また、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とし、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修(以下「実践研修」という。)を実施するため、平成26年度予算案において、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。実践研修についても、平成26年度より、指導者を養成するための研修をのぞみの園で実施する予定であるので、積極的な取り組みに努められたい。

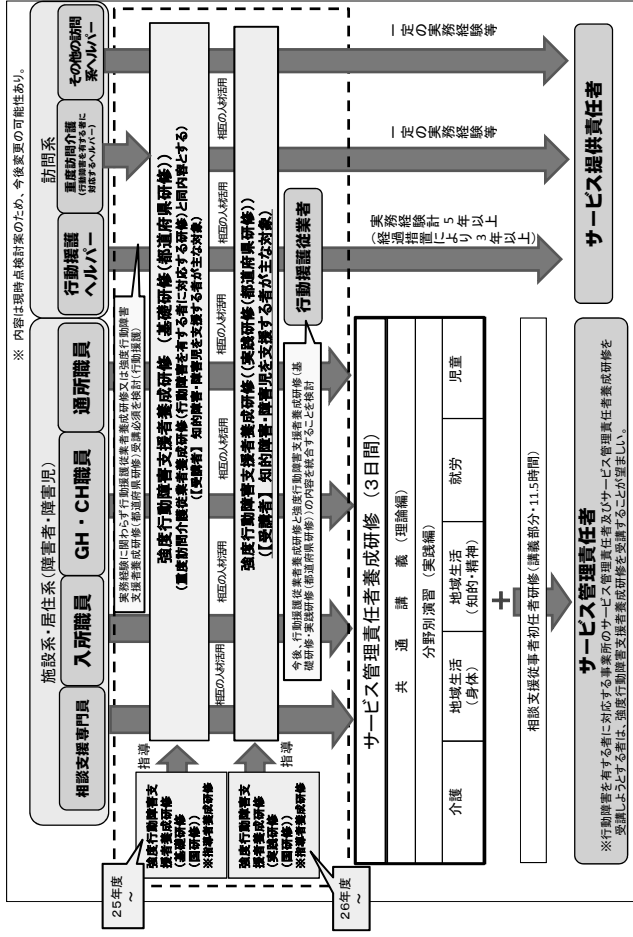


# 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の位置づけ



# 【参考(平成26年度)】

# 強度行動障害に対する職員の人材育成の充実について



※ 内容は現時点検討案のため、今後変更の可能性あり。

# 発達障害者支援センターの地域支援機能強化

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備するとともに発達障害のある方の社会参加を促す。

### 発達障害者支援センター

(地活事業)

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援

### 発達障害者支援センター

(課題)

- 中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接的な相談の増加等により十分に発揮されていない。

### 都道府県等 発達障害者支援体制整備(地活事業)

- 発達障害者支援体制整備検討委員会
- 市町村、関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ヘルプセンター(ローテ、インターネット)

### 地域支援機能の強化へ

(期待) 地域支援体制強化レポート ※サポートセンター2名を精算(4名分)

### 市町村 (継続)

身体障害者支援(2名)

- ① 求むられる市町村の取組
- ② 個別支援ファイルの活用・普及

### 事業所等 (新規) 居宅サービス支援(2名)

- 困難事例の対応能力の向上
- 対応困難ケースを含めた支援を的確に実施

### 医療機関 (新規) 医療機関との連携(2名)

- 身近な地域で発達障害に関する求められる医療機関の取組
- 専門的な診断評価
- 行動障害等の入院治療

# 発達障害のある方の社会参加を促す

- (経済防政運営と改革の基本方針) 意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境の整備
- (日本再興戦略-JAPAN is BACK) 人材力の強化、障害者の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進

# 地域における強度行動障害を有する者に対する体制の強化について

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日

平成26年4月から、重度訪問介護の対象拡大により、在宅の行動障害を有する者が利用できる障害福祉サービスに重度訪問介護が加わることとなる。これにより、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携や発達障害者支援センターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要となることから、都道府県及び指定都市におかれては、発達障害者支援体制整備における発達障害者地域支援マネジャーを活用するなど、地域支援体制の強化にご留意いただきたい。

平成26年7月16日

## 今後の障害児支援の在り方について(報告書)

……また、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴とした行動障害は、障害特性を理解した適切な支援を行うことにより減少することが報告されている。施設等においては、行動障害に対応した加算が算定されているが、虐待事案において行動障害を有する者が被虐待者となる事案も少なくない。平成25年度から、障害特性を理解して適切な支援を行う職員の人材育成を行うため、強度行動障害支援者養成研修が開始されたため、虐待防止と支援の質の向上の観点から、施設、事業所の職員が研修を受講し適切な支援ができる体制の整備を報酬上評価するなど、研修の受講を進めるための具体的な方策を検討すべきである。

→ 厚生労働省としては、今後とも引き続き、強度行動障害支援者養成のための体制づくりの施策を継続的に実施。

1日目 10:25~12:00 (95分)

## ケースレポートとミーティングのあり方 ～スタッフとチームを育てるために～

近藤直司 (大正大学人間学部 臨床心理学科)

講師の略歴

スタッフのアセスメント能力を高める

「アセスメントのためのフォーマット」と「5分レポート」の導入

フォーマットを使いながら気付いたこと

「アセスメントする姿勢」が身に付くと・・・

相談機関では面接が変わる

施設では行動の意味と背景を考えるようになる

記録にアセスメントを加える

ケース検討会議の技術向上が課題

「アセスメントのためのフォーマット」を活用する

成否のポイント

カリスマの有無

最初のケースレポート

司会

ディスカッション

最近の症例検討会より

参考図書

近藤直司著：アセスメント技術を高めるハンドブック、明石書店 2012

研修資料②

### 5分でケースをレポートする

現在、担当している事例や担当者を指導している事例などを、下記の要領に沿ってレポートしてみてください。持ち時間は、5分(だいたいA4版で1枚相当)です。

1. 3つの作業過程(インテイク、アセスメント、プランニング)を意識する

収集・整理した情報を評価し、何らかの仮説や理解(アセスメント)にまとめ、そのアセスメントから対応・方針を検討します。レポートの際には、これまでの支援経過や細かな情報、来談者が語った内容などに時間をかけ過ぎず、あなた自身のアセスメント(理解・解釈・仮説)を中心に述べるようにしてください。

2. アセスメント(理解・解釈・仮説)を述べる

アセスメントとは、『**一つ一つの情報を自分なりに解釈し、それらを組み立て、生じている問題の成り立ち mechanism を構成し(まとめ上げ)、支援課題を抽出すること**』と考えてみてください。**一人で、どんな支援を必要としているのかを明らかにすること**とください。

アセスメントにあたっては、①生来的な気質や発達特性、疾患などの**生物学的要因**、②不安、葛藤、希望、防衛機制などの**心理的要因**、③身近な人たちの関係、家族や学校・職場への適応などの**社会的要因**に注目してください。また、3つの要因の関連性にも留意し、生じている問題や「その人」に関する『**生物-心理-社会的な包括的アセスメント**』と、今後の支援にあたって核心になると思うことを簡潔に述べてください。たとえば、「頭痛や腹痛のために不登校になっている中学生です。軽い知的な遅れがありそうですが、周囲の認識が乏しいことが中心の問題だと思えます。家族に理解を求めて発達について査定したうえで、環境を調えることが中心的な課題になりそうな事例です。」といった感じです。こうしたレポートによって、①軽度知的障害ないしは境界知能という生物的要因、②周囲の認識不足によって能力以上のことを期待されている、適切な支援が提供されていないといった社会的要因、③その狭間で本人の不適応感が高まり、抑うつや身体症状が生じているといった心理的要因が絡んでいること、また、それら3つの要因が関連し合っている不登校ケースであることが聴き手に伝わりやすくなります。

また、こうしたアセスメントに基づいて支援課題をリストアップします。支援課題がいくつあるか、はつきり述べてください。支援経過やケースの状況を説明しただけで支援課題や支援方針に飛んでしまうレポートは不合格です。

3. 対応・方針

アセスメントに基づいて支援方針を述べてください。上記の事例であれば、①生物的要因(知的能力)に注目した学習指導や生活指導など、②個別面接や生活場面において自己評価の回復や不安の軽減を図るような心理的アプローチ、③家族にはたたらきかけて本人が困っている状況を

理解してもらえ、学校にクラス運営や個別的支援について検討してもらおうなどの環境調整(社会的アプローチ)、そして、④それらのいくつかを並行させた複合的なアプローチ、が考えられます。

どのアプローチを選択するか、どのアプローチを優先させるかは、実現可能性と本人・家族のニーズに沿って決めます。また、緊急性の高い課題があれば、それを優先します。障害者や高齢者の事例では、その人の生活観や人権(どんな人生・生活を送りたいか)、趣味や好みを踏まえた支援方針を工夫してみてください。

アセスメントの後半でリストアップした個々の支援課題に対応する支援計画をできるだけ具体的に(誰が、どんな方法で、いつまでに、どのくらいの期間)述べてください。情報一理解・仮説一方針の整合性を確認してください。現時点でアセスメントに至るまでの情報が不足している場合には、今後、どのような情報を、どのような方法で集めるかを述べてください。ここまでに5分です。

#### 4. その他

(1)生活場面で「その人がどんな人か」を掘り下げてアセスメントしたいとき

入院治療、児童相談所の一時保護所、施設、学校、デイケアなど、生活場面に密着し、情報量が多い職場は「その人はどんな人か」を評価するのに最適な環境です。こういう職場にいる方は、①生物(気質・発達・障害・疾患)、②心理(感情・情緒・認知)、③社会(対人関係)という3つの軸で、「こんな人／子どもである」というアセスメントを述べてください。たとえば、「穏やかにで親切なときと、イライラして怒りっぽいときが極端で、気分の波が大い子です。身体症状や一人で眠る寂しさを訴えてくるなど、常に関係を求めているようにみえます。ただし、本児が望んでいるのは、甘えや依存が満たされるような二者関係レベルの対人関係のようです。集団に適応することはできず、些細なことで怒り出したり、落ち込んだりするので、手厚い関わりが必要な子です。」といった感じです。その根拠となるような情報やエピソード、今後の具体的な支援方針を含めて5分間でレポートしてください。研修資料③が使いやすいと思います。

(2)児童相談所などの心理判定について

研修資料③を使って、①生物(気質・発達・障害・疾患)、②心理(感情・情緒・認知)、③社会(対人関係)という3つの軸を意識しながら、「こんな人／子どもである」という理解や仮説を簡潔に述べてください。たとえば、「中学3年生の女の子です。自己イメージは否定的で、他者から好かれていないと感じやすいようです。居場所がなく、非行仲間からの誘いを断れないため、引きずられるような形で問題がエスカレートしている面があるようです。知的には平均下位で、表現力や内省性はやや低いのですが、1対1の場面ではとても素直で、面接を一つの支えと感じてくれそうな子です。」といった感じですが、その根拠となるような情報やエピソード、今後の具体的な支援方針を含めて5分間でレポートしてください。検査所見について述べるときには、一つ一つの所見について、自分の解釈(その所見は何を意味しているのか、どのように理解できるか)を加えてください。

アセスメント(準備)	情報 (見たこと、聞いたこと、写真など)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、発現・非発現したこと)	① (身体的なこと 発熱や嘔吐、発達の遅れ・遅りなど)	② (心身性・情緒的・気分・認知・行動・発達・障害・疾患の発現)	③ (対人関係)	④ (生活場面の状況)	⑤ (家族・友人関係の状況)	⑥ (職業・学業)	
アセスメント(準備)	情報 (見たこと、聞いたこと、写真など)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、発現・非発現したこと)	① (身体的なこと 発熱や嘔吐、発達の遅れ・遅りなど)	② (心身性・情緒的・気分・認知・行動・発達・障害・疾患の発現)	③ (対人関係)	④ (生活場面の状況)	⑤ (家族・友人関係の状況)	⑥ (職業・学業)	
アセスメント(準備)	情報 (見たこと、聞いたこと、写真など)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、発現・非発現したこと)	① (身体的なこと 発熱や嘔吐、発達の遅れ・遅りなど)	② (心身性・情緒的・気分・認知・行動・発達・障害・疾患の発現)	③ (対人関係)	④ (生活場面の状況)	⑤ (家族・友人関係の状況)	⑥ (職業・学業)	

## 研修資料⑤

### 『アセスメントのためのフォーマット』を使うときの留意事項

1. 「その人」をアセスメントするときには研修資料③、環境要因を含めてケース全体をアセスメントするときには研修資料④を使ってください。

2. 「本人」は誰でも結構です。

3. 複数の支援対象者がいるケースについては、研修資料⑥を併せて使うとよいかもしれません。

4. アセスメントの欄から書き始めてください。情報の欄には、アセスメントの根拠になったことだけを書いてください。

5. 情報とアセスメント(評価)の違いを明確に意識してください。たとえば、「誰々が何をした」「IQは73」などは情報、その言動やデータを(私が)どのように理解・解釈したのかのアセスメント(評価)です。情報は3人称、アセスメント(評価)は1人称です。

6. アセスメント・評価には、確信度や自信に応じて段階があります。理解、解釈、仮説などです。「○○の情報から、とりあえず2つの仮説を立てた」というのも有りです。

7. 生物的なアセスメントに病名・診断名だけを書かないようにしてください。何ができて、何ができないのが重要です(例: 金銭や財産の管理ができない、内服しなくなると再発する)

さらに、アセスメントを深めるためには・・・

8. その人はどんな人で、どんな人たちと、どんなふうに関わり合っていて、どんな影響を受けてきたか、問題が発現する時期にはどのような出来事があった、それをご本人はどのようなように体験していたのか、その結果、どのような葛藤が生じ、それがどのような問題として顕在化し、維持されているのか、といったストーリーを読み解くことを意識してください。

9. 無意識(身体化、失錯行為、抵抗、防衛など)にも目を向けてください。その人の言動だけに囚われず、「ああは言っているけれども、本当の本当はどんな気持ちなんだろう」とか、「表向きは身体的な不調で登校できないようだけど、本当の本当は学校での友だち関係に苦勞しているのではなかろうか(心身相関、身体化)」「ご本人も気づいていないみたいだけど、遅刻が増えたのは、この面接がつかなくなっているためではないか(抵抗、失錯行為)」「妙に明るいけれど、本当の本当はとても悲しいのではないだろうか(防衛機制、この場合は反動形成)」などと考えてみてください。

## 研修資料①

### ケース検討会議の演習

#### I ケース会議の目的

「ケースへの対応を検討したい」：実際はアセスメントが課題であることが多い  
「支援課題と各機関の役割を明確にしたい」：フォーマットを完成させればよい  
「これまでの支援経過・関わりを振り返りたい」「スーパerviziオンや助言を受けたい」

#### II 支援課題と各機関の役割を明確にするためのケース会議の成功パターン

1. カリスマ的なメンバerviziオンや助言者が活躍する(1人で「右に流してしまおう」)
2. カリスマに頼らずに成功させるには・・・?

(1) よいケースレポート

ゴール(結論)を意識し、できるだけ完成に近いレポートをする

アセスメントと支援課題、個々の支援プランまでレポートする(研修資料⑦)

(2) 上手な司会

「右に流れる」ように誘導する

常に『アセスメントのためのフォーマット』のどこが話題になっているかを把握する  
自分の手に負える範囲を考えながら進行する

(3) 明確で作業意識の高い質疑・討論

オープン・クエスチオンを避け、質問・発言の意図、自分の考え・意見を述べる

「質問→回答」だけでなく、質問者に「その回答からわかったこと」を述べてもらう  
質問されていないことまで喋らない

多くのメンバerviziオンが残り時間を意識し、「右に流す」という作業意識を共有する

(4) アセスメントと後半の検討課題を固める

ケースに関する確認や質疑が一段落したら、そこまでのアセスメントと後半のおもな検討課題を共有する。

#### II 演習の留意事項

1. そのケースのことを知っているのはレポーターだけであることを意識する
2. ケースの内容だけでなく、ケース会議の方法・成否に意識を向ける

【講義】

# 強度行動障害支援の原則

志賀 利一

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

# 強度行動障害に対する適切な支援の整理

## 1. 強度行動障害支援者養成研修のスキーム

- 基礎研修と実践研修の二本立て
- 都道府県地域生活支援事業と研修の実施体制（指導者研修の役割）
- 行動援護従業者養成研修、重度訪問介護の対象者拡大、サービス管理責任者研修等との整理・統合に向けて

## 2. 研修のターゲットとする強度行動障害の分析

- 強度行動障害とは
- 近接領域と強度行動障害の範囲内でのグラデーション
- ある程度広域単位の地域で、継続的に検討し続ける土壌づくり

## 3. 強度行動障害研究の経過を整理

- 動く重症児、医療効果が期待されない入院、自閉症療育論争の時代
- 強度行動障害研究のスタートとレスパイトの思想の時代
- 自立支援法、虐待防止法、総合支援法
- 強度行動障害支援技法のコンセンサス

## 1. 強度行動障害支援者養成研修のスキーム

強度行動障害支援者養成研修に求められること

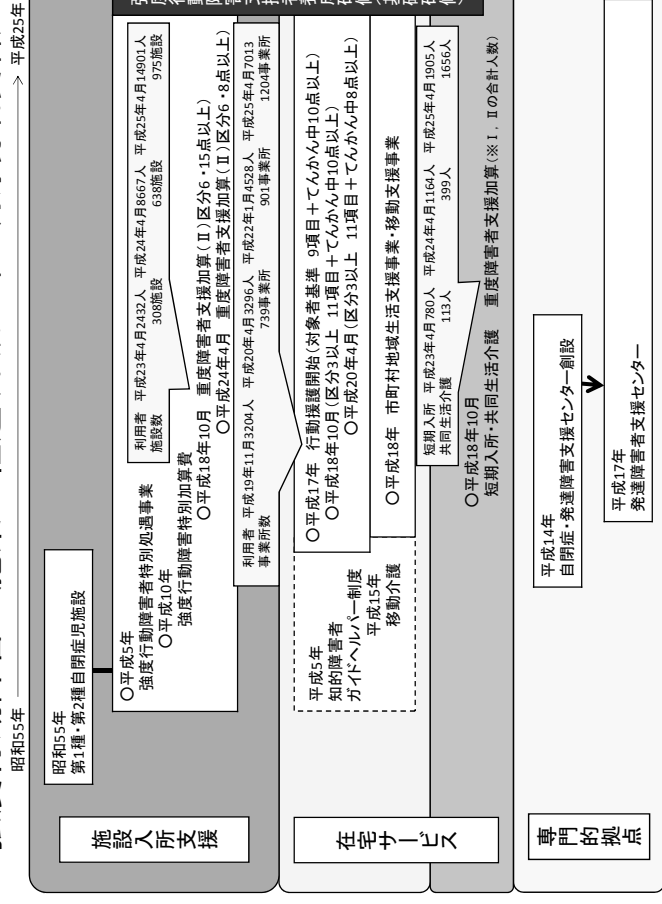
### 今後の強度行動障害者への支援体制整備（イメージ）

1. 専門的な人材の育成
  - (1) 虐待防止・身体拘束廃止の観点から
  - (2) 強度行動障害への対応を中心とした研修体系
2. 訪問系サービスの普及拡大、質の向上  
(行動援護、重度訪問介護)
3. 施設、通所等の拠点型サービスの人材育成機能の地域展開

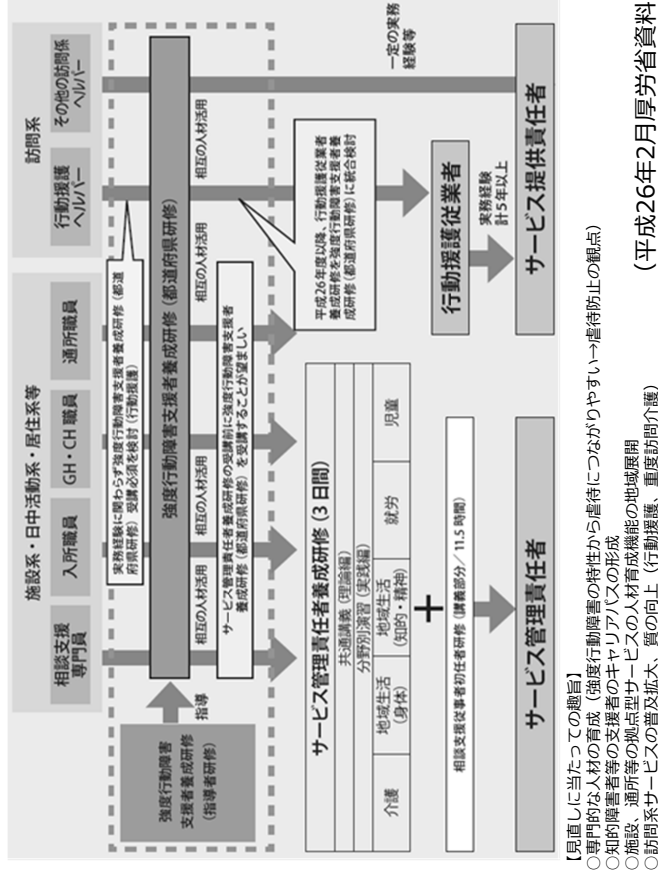
強度行動障害支援者養成研修の実施

(平成26年2月厚労省資料)

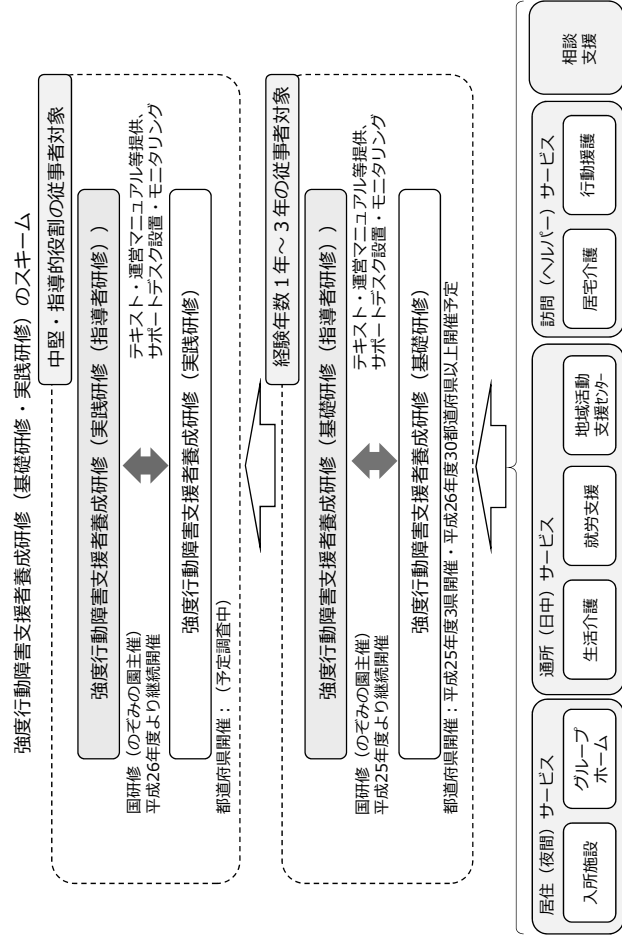
## 強度行動障害の施策の経過（平成26年10月厚労省資料）



# 平成25年度段階の研修スキーム (厚労省資料)



# 強度行動障害支援者養成研修に求められること



# 強度行動障害支援者養成研修のシンプルなモデル

「基礎研修」と「実践研修」に分け、各研修で目指すもの

**サービス等利用計画：相談支援専門員**  
利用するサービスをより計画的に、そして生活の質をさらに向上させるために作成する

**個別支援計画：サービス管理責任者**  
当該サービス事業所において、サービス等利用計画に則り、適切な支援内容等の取り決めに明文化したものを

**支援手順書・記録フォーム**  
個別支援計画の内容から、具体的な活動とそのスケジュール、必要な構造化の方法等を詳細に記載したもの

**支援の実施・記録とその整理**  
支援手順書の内容を理解し、実施する。またその結果を記録し、定期的に記録を整理し、報告する

「支援手順書・記録フォーム」「支援の実施・記録とその整理」の内容について正確に理解していない人が、「サービス等利用計画」や「個別支援計画」を作成できるの？

直接支援を提供する、日々の支援に身近な存在が、強度行動障害者の障害特性を理解し、構造化をはじめとした基本的な支援の枠組みを理解し、詳細な計画立案ならびに実直に支援を継続することが重要！

# 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修・実践研修) のねらい

